

医科点数表第2表第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準

【令和6年件数】
【令和6年1月1日～令和6年12月31日】

1. 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	○ 件
イ 黄斑下手術等	○ 件
ウ 鼓室形成手術等	○ 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	○ 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	○ 件
2. 区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	○ 件
イ 水頭症手術等	1 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	○ 件
エ 尿道形成術	○ 件
オ 角膜移植術	○ 件
カ 肝切除術等	○ 件
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	○ 件
3. 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	○ 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	○ 件
ウ バセドウ甲状腺全摘（悪全摘）術（両葉）	○ 件
エ 母指化手術等	○ 件
オ 内反足手術等	○ 件
カ 食道切除再建術等	○ 件
キ 同種死体腎移植術等	○ 件
4. 区分4に分類される手術	○ 件
その他の区分に分類される手術	
4 人工関節置換術	○ 件
5 乳児外科施設基準対象手術	○ 件
6 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	○ 件
7 冠動脈・大動脈バイパス移植術 及び体外循環を要する手術	○ 件
8 経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈血栓切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	○ 件